

【国際希少野生動植物種（器官及びその加工品）登録申請書】記入例

(様式) 国際希少野生動植物種（器官及びその加工品）
登録申請書

自然環境研究センター理事長 殿

平成16年 9月 29日

申請者(※1)
住所 〒100-〇〇△□ 東京都千代田区霞ヶ関〇-△-□
電話 03(3501)〇〇〇〇
(株)環境産業
代表取締役 経済 太郎

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第20条第2項の規定に基づき、国際希少野生動植物種の個体の器官及びその加工品の登録について、次のとおり申請します。

●ぞう科の牙の場合
ぞう科と記入する
(アフリカゾウ以外の場合には、その種名も記入する)

●うみがめ科(タイマイ等)の甲の場合
タイマイ、アカウミガメ、アオウミガメ等の種別を記入する

登録を受ける 国際希少 野生動植物 種の器官等	種 名	ぞ う 科	●ぞう科の牙の場合 「牙」と記入する	
	器官等の区分(※2)	牙		
	主 な 特 徴 (複数申請の場合は別紙に記入)	全長 150cm 重量 20kg その他の特徴(※3)		●うみがめ科(タイマイ等)の甲の場合 「甲」と記入する
	所 在 地	中央区晴美町〇-X-△		
登録の対象となる要件 (該当する要件の数字を丸で囲むこと。)		1 本邦内において繁殖させた個体の器官又はその加工品であること(政令(※4)第4条第1号関係) ② 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(以下「ワシントン条約」という。)が登録を受ける個体の器官又はその加工品に適用される前に本邦内において取得され、又は本邦に輸入された個体の器官又はその加工品であること(政令第4条第2号関係) 3 関税法(昭和29年法律第61号)第67条の許可を受けて輸入された個体の器官又はその加工品であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであること (1) 商業的目的で繁殖させた個体の器官又はその加工品であること(政令第4条第3号イ関係) (2) ワシントン条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出に輸入された個体の器官又はその加工品であること(政令第4条第3号ロ関係) (3) ワシントン条約附属書Iに掲げられる種と同じ種であるが、特定の地域個体群として附属書1から除かれている個体の器官又はその加工品(政令第4条第3号ハ関係)		
動植物等の 管理者(所 有者と異なる 場合)	住 所	中央区晴美町〇-X-△ 電話 03(3501)〇〇〇〇		●保管または所有 している場所
	氏 名	(有)環境倉庫 代表取締役社長 環境 一郎		

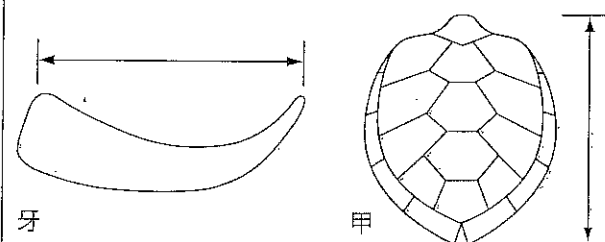
※1 申請者が法人である場合には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名)を記載すること。

2 器官等の区分については、政令別表第4に掲げられた区分に応じて記入すること。

3 色、模様等同種の他の個体等との識別を容易にする特徴を記載すること。

4 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令。

計り方



●他の者(例:倉庫会社、知人等)に預けている場合に記入する

※(財)自然環境研究センターにお問い合わせ下さい。